

第三十五号議案

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項イ(2)中「九の項」を「八の項」に改め、同項ロ(2)中「十二の項」を「十一の項」に改め、同表十八の項ハ(3)中「第十条の四の四第二項」を「第十条の四の五第二項」に改め、同項ハ(4)中「第十条の四の四第三項」を「第十条の四の五第三項」に改め、同項ハ(5)中「第十条の四の七第二項」を「第十条の四の八第二項」に改め、同項ハ(6)中「第十条の四の七第三項」を「第十条の四の八第三項」に改め、同表四十四の項イ(5)中「第十五条第一項及び第五十八条第一項の規定による卸売業務の許可を受けている者並びに同法第三十三条第一項の規定による仲卸売業務の許可を受けている者」を「第二条第四項の卸売業者及び同条第五項の仲卸業者」に、「次項」を「四十五の項」に改め、同表六十五の四の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項イ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同項ロ中「第三十条の十四」を「第三十条の十四第一項」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同項中トをリとし、へをチとし、同項ホ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同項中ホをトとし、同項ニ中「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同項中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第三十条の十四第二項の規定による薬局開設者の覚醒剤原料の廃棄の届出の受理
ニ 法第三十条の十四第三項の規定による薬局開設者の覚醒剤原料の譲受の届出の受理
第二条の表七十一の二の項を次のように改める。

七十一の二 東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 条例第八条第二項の規定による喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出の命令

ロ 条例第十条の規定による条例第九条第一項の管理権原者等並びに同条第二項及び第三項の管理権原者に対する指導及び助言

ハ 条例第十一条第一項の規定による条例第九条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態を設置している管理権原者等に対する勧告

ニ 条例第十一条第二項の規定による勧告に従わなかった旨の公表

ホ 条例第十一条第三項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨の命令

ヘ 条例第十二条第一項の規定による報告の徴取、立入検査等

ト イからへまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

各特別区

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表一の項及び十八の項の改正規定 公布の日

二 第二条の表四十四の項の改正規定 令和二年六月二十一日

三 第二条の表六十五の四の項の改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（覚せい、剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日

(提案理由)

特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。